

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

内灘町長 川口 克則

市町村名 (市町村コード)	内灘町 (17365)
地域名 (地域内農業集落名)	内灘町地区 (向粟崎、宮坂、西荒屋、室、湖西)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月31日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・内灘町地区は町内広域に渡る地区であり、砂丘畑での甘藷や西瓜といった畑作に埋立田を中心とした稲作、河北潟干拓地による酪農と多岐にわたる営農が行われている地区である。
 ・意向調査の結果として、担い手の意向としては概ね現状維持(経営面積の維持)であったが、規模縮小又は離農の意向がある旨の回答も3件あった。
 ・宮坂及び西荒屋の埋立田や河北潟干拓地内の農地等は令和6年能登半島地震の被害を受けたので災害からの復興も大きな課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・生産物の収量や品質の向上を図る為に各エリアの農地の特性や経営作目に合うスマート農業技術の導入等を積極的に検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	537.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	537.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手への農作業に支障が無い範囲で農業を担う者により農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・現時点で担い手による集積がされている農地については順次、農地利用集積計画から農用地利用集積等促進計画へ移行するようにし、現時点で集積されていない農地については所有者等の意向を踏まえつつ適宜農地中間管理機構を利用し集積する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・大規模な基盤整備事業に限らず農地耕作改善事業の活用等必要に応じて随時検討するようにし、耕作条件の改善を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・JA等関係機関と連携し、多様な経営体の確保・育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・現場のニーズを踏まえた上で、作業の効率化・省略化の為に導入することを随時検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①近年、カラス等の鳥獣による農作物の被害が多くなっているため、誘引物(餌になりうる収穫残さ等)の撤去や罠の設置等被害防止対策を検討する。

②堆肥の活用等、有機・減農薬による農法を積極的に取り入れ、環境に配慮した作付け体系を構築する。

③農作業の効率化・省略化に向けて日々情報収集を行いつつ積極的に導入を検討する。